

# 琵琶湖総合保全連絡調整会議 規 約

## 第1条 趣旨

琵琶湖の総合的な保全を円滑に推進するため、琵琶湖総合保全連絡調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

## 第2条 所掌

会議は、以下の事項を所掌する。

1. 琵琶湖の総合的な保全のための計画調査の成果等を踏まえた保全を図るための連絡調整
2. 琵琶湖の総合的な保全に関する情報及び意見の交換

## 第3条 構成

会議の構成は、別紙の通りとする。

## 第4条 幹事会

1. 会議に幹事会を置くこととする。
2. 幹事会の構成は、別紙の通りとする。

## 第5条 事務

会議の事務は、国土交通省都市・地域整備局都市・地域政策課において処理する。

## 第6条 その他

この規約に定めるものの他、会議の運営に必要な事項は、会議あるいは幹事会に諮って定める。

平成11年 6月28日制定

平成13年 6月26日改正

平成14年 7月26日改正

平成17年11月24日改正

平成21年 1月22日改正

別紙 会議及び幹事会の構成

組織	委員	幹事
国土交通省	座長 都市・地域整備局長	都市・地域政策課長
	河川局長	河川計画課長
厚生労働省	健康局長	水道課長
農林水産省	農村振興局整備部長	設計課長
林 野 庁	森林整備部長	計画課長
水 産 庁	漁港漁場整備部長	計画課長
環 境 省	水・大気環境局水環境担当審議官	水環境課長

## 琵琶湖総合保全連絡調整会議 運営方針

### 1. 会議の開催時期等

- ①. 幹事会は、原則として毎年度の上半期に開催するほか、必要に応じ開催する。
- ②. 会議の開催時期等については、幹事会において協議する。

### 2. 会議の内容

会議の所掌に則り、以下の事項を行う。

- ①. 琵琶湖の主要水質等、琵琶湖の状況に関する情報の交換
- ②. 琵琶湖の総合的な保全のための計画調査の成果等を踏まえた保全の円滑な推進に関する連絡調整
- ③. 琵琶湖の総合的な保全に資する施策等に関する意見の交換
- ④. その他

### 3. 会議の運営に要する費用負担

原則として、国土交通省都市・地域整備局都市・地域政策課において負担する。なお、特段の費用を要する場合には、幹事会において協議する。

### 4. その他

会議の運営に際しては、琵琶湖総合保全推進協議会等と十分な連携を図る。

平成11年 6月28日制定

平成13年 6月26日改正

平成21年 1月22日改正